

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の14第3項
処分の概要	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、同第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、同第22条(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、同第82条(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	3日(書換えにあつては1日)
申請先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	